

【米国】

バイデン大統領による政府調達に係るバイ・アメリカン規制の強化

ワシントン国際問題研究所

1. 概 要

バイデン大統領は、本年 1/25 に政府調達に係るバイ・アメリカン規制の運用を強化する大統領令に署名した。そもそも政府調達に係るバイ・アメリカン規制とは、年間約 6000 億 (約 62 兆円) に上る連邦政府による調達契約において、品目別に一定比率以上の米国製品を使うように求めるものである。今般の大統領令の内容は、

- 1) 規制運用の厳格化
- 2) ホワイトハウスに担当組織を設置し、規制遵守の監視を強化

を行うものとなっている。

具体的な内容は以下のとおり。

- 1) 規制運用の厳格化(適用除外条項に関する透明性向上)「国内で安価な製品が手に入らない」など特定の条件を満たせば外国製品を使えるという適用除外条項の運用を厳格化する。政府機関が外国製品を使う場合にはホワイトハウスへの詳細な説明を求める、ウェブサイトに適用除外の例を公表し米国企業が対抗入札できる機会をつくる、など。
- 2) ホワイトハウスに担当組織を設置し、規制遵守の監視を強化
- 1) の業務遂行のため、ホワイトハウスの米行政管理予算局 (OMB) に担当高官ポスト及びメイドインアメリカオフィスを創設する。

バイデン新政権は、バイ・アメリカン規制について、トランプ前政権の保護主義的な方針を引き継ぎ、さらに強化する方針と見られている。今回は、政府調達に係るものに係る強化とされているが、運輸省が所管する個別の予算法に定められたバイ・アメリカン条項(同省が補助金等により支援するプロジェクトに係る同様の規制)の運用への影響も注視する必要がある。

2. 規制強化のねらい

本件大統領令への署名に当たっての記者会見で、大統領は「税金を米国の再建に活用し、米国の製品と労働組合の雇用を支える」と述べているように、政府機関に国内製品の調達拡大を促すことで、国内製造業はもとより、民主党の支持基盤である労働組合や「ラストベルト(さびた工業地帯)」と呼ばれる中西部の白人労働者の支持をつなぎ留める狙いがあるとされる。

この規制強化を通じ、バイデン新政権として、自由貿易よりも国内生産を重視する保護主義的な政策態度を打ち出したと評価されている。米国経済の12%を占める製造業部門の再活性化は、賃金上昇や労働組合に加盟する労働者増加のほか、国内サプライチェーン強化に向けた主要な施策として位置付けられている。

- 3. 指摘されている懸念点
- 連邦政府の調達契約において、品目別に一定比率以上の 米国製品を使うよう求められることで、個々の調達価格が 上昇し、財政支出が大きくなり、公共事業が遅れるおそれ。
- 米国が公共調達市場で海外企業を排除すれば、海外で米 国企業が逆風を受ける可能性がある。欧州連合(EU)は 米国が貿易障壁を設ければEU調達市場への米国企業の進 出を防ぐ方式で報復するとも予告している。
- バイ・アメリカンは運用方法次第で世界貿易機関(WT O)の政府調達協定に抵触するおそれ。WTO加盟国の米国は、自国企業の優待、外国企業の差別に制限を受けるため、米国が貿易障壁をむやみに設けられない。WTO政府調達協定(GPA)によると、18万2000ドル以上の規模の契約は海外企業に開放する必要がある。

4. その他

連邦政府の保有車両を米国製電気自動車に置き換えるという、大統領選挙遊説中に表明していた計画も、本件記者会見時に繰り返された。



【参考1】「バイアメリカン規則強化」大統領令概要

- 1 予算管理局 (OMB) の下に、政府の「メイド・イン・ アメリカ」政策を担当する新しい部局を設置し、OMB長 官はメイド・イン・アメリカ局長を任命する(第4項(a))。
- 2 国内コンテンツの算定方法における現在の抜け穴を塞ぎ、 国内コンテンツの要件を高める観点から、全てのバイ・ア メリカン規則についての省庁横断的な見直しを指示(第3 項)。
 - (1) 連邦機関が規則の適用除外を認める場合には、メイド・イン・アメリカ局長に対し、詳細な正当化事由を説明しなければならない。メイド・イン・アメリカ局長は、指名後45日以内に、連邦機関が行う適用除外の申請手続きを定める。また、連邦機関が申請時に記した正当化事由はウェブサイトにて一般公開する(第4項)。
 - (2) 各連邦機関の長は、本大統領令の公布後180日以内に、メイド・イン・アメリカ法の執行・遵守状況、免除状況及び勧告をメイド・イン・アメリカ局長に報告しなければならない(第11項)。その後は、年2回、報告書を提出しなければならない(第12項)。
- 3 新規事業を契約の機会に結びつけるため、連邦政府は、 中小企業を含む米国企業のサプライヤーを積極的に発掘し なければならない(第7項)。
- 4 本大統領令の公布後180日以内に、国内コンテンツの 比率等について現行の連邦調達規則の修正提案を行うとと もに、米国内で十分調達できない物資が何かを決定するた めの見直しを行う(第8項及び第9項)。
- 5 市販されている情報通信機器に関する規制について速や かな見直しを行う(第10項)。
- 6 前政権の発出したバイ・アメリカン関連の大統領令の撤回又は本大統領令により上書きする(第14項)。
- 7 本大統領令の対象となるバイ・アメリカン関連法令には 米国内輸送の際の米国船籍での貨物輸送を義務付けるジョ ーンズ法を含み(第2項(b))、同法を強力に支持する。

【参考2】バイアメリカン法について

- ・ 連邦政府が物資の購入契約又は公共の建設の委託契約を 締結する場合に、米国製品の購入又は米国製資材の使用を 義務づけるもの。
- ・ 1979 年通商協定法により、政府調達協定加入国に対して 内国民待遇が付与され、またウルグアイラウンド実施法に より、政府調達協定参加国には適用を控えることができる 旨の修正がなされ、政府調達協定との整合性を維持。

【参考3】WTO政府調達協定(GPA)について

- ・ 政府機関等による物品及びサービスの調達に関し、他の 締約国への待遇を自国と差別しないこと。同協定の適用範 囲は附属書により、加盟国毎に異なる内容を規定。
- ・ 主な加盟国は、日本、米国、欧州連合(EU)、カナダ、韓国、シンガポール、ニュージーランド等の48の国・地域。

GPA上の米国の主な適用除外

連邦政府による調	州政府による調達	その他の政府
達		機関による調
		達
・自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認め		
る措置(第3条1項)		
国防総省の調達の	連邦政府の予算で行う	連邦政府の予
うち、特殊金属	大量輸送及び高速道路	算で行う空港
	(橋・トンネルを含む)	プロジェクト
	プロジェクト	

(参考)

○大統領令

https://www.whitehouse.gov/briefing-room/president ial-actions/2021/01/25/executive-order-on-ensuring-the -future-is-made-in-all-of-america-by-all-of-americas-w orkers/

○バイデン米大統領、バイ・アメリカン政策を強化する大統領令に署名【JETRO 短信】

https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/996496e6d08a7a 60.html